

様式第八（第六十条関係）

(記入例)
許可
~~許可の更新~~

破砕業

申請書

更新時に記入

該当しない方を消す

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

本例はあくまでも一つの記入例
であるので、各事業所に沿った
ものを記入してください。

(郵便番号) 000-0000

住 所 ○○県△△市□□町○—○

氏 名 株式会社○○リサイクル
代表取締役 ○○○○

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (000)-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（~~許可の更新~~）を申請します。

事業の範囲	破砕処理 破砕前処理	
事業所の名称及び所在地		
名 称	株式会社○○リサイクル	
所在地	(郵便番号) 000-0000 ○○県△△市□□町○—○ 電話番号(000)-000-0000	
事業の用に供する施設の概要	破砕施設①シュレッダーマシン○○型(能力0000ト/日)1基 破砕施設②シュレッダーマシン△△型(能力0000ト/日)1基 せん断施設ギロチン○○型(能力0000ト/日)1基 圧縮施設○プレス○○型(能力0000ト/日)2基 保管施設①(廃車ガラ・プレス)面積0000㎡コンクリート打設 保管施設②(ASR)面積0000㎡屋根・囲い有 運搬車両(平ボディ2、キャリアカー2) プレスカー2 油水分離槽0000㎡ 2基	
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	廃プラスチック破砕施設 00年00月00日 第0000000000号	
他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	1 △△県 2 □□市	破砕業 解体業
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	1 △△県 2 □□市1	第00000000号(中間処理) 第00000000号(収集運搬)

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	株式会社〇〇リサイクル廃車集積場 △△県△△市〇〇町 0-0-0 保管場所面積 000 m²、保管量の上限 0000 台
--	--

役員の名簿記載事項（役員の名簿記載事項（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
ふりがな ○ ○ ○ ○	代表取締役	〇〇県△△市◇◇町〇—〇
ふりがな ○ ○ ○ ○	取締役	〇〇県◎◎市◇◇町〇—〇
ふりがな ○ ○ ○ ○	取締役	〇〇県▽▽市◇◇町〇—〇

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
下記使用人がある場合は記入 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の使用人で本店又は支店の代表者 ・解体業に係る契約を締結する権限を有する者 		

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
ふりがな ○ ○ ○ ○	〇〇県△△市◇◇町〇—〇	5,000 株
ふりがな ○ ○ ○ ○	〇〇県◎◎市◇◇町〇—〇	3,000 株
ふりがな (株) ○ ○ ○	〇〇県▽▽市◇◇町〇—〇	2,000 株

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕前処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	油水分離装置の清掃を定期的実施し、適切に管理する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	保管基準に従い、飛散、流出が起こらないように適切に保管する。A S R以外の残さ（S R）の混入がないよう区分して保管する。
解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車両で処分基準に従い運搬する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	A S R以外の異物の混入及びA S Rの飛散・流出がないよう運搬する。
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を実施し、油漏れ等がないことを確認する。
火災予防上の措置	燃料を取り扱う場所では火気厳禁とする。消火器を配置する。
△手数料欄	

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。